



令和 7 年度病虫害発生予察注意報第 3 号

令和 7 年 7 月 23 日
埼玉県病虫害防除所

県内に設置の水稲用乾式予察灯において、イネカメムシが 7 月 14 日までの合計で 1,020 頭誘殺されており、多発した昨年の同時期における誘殺虫数合計 (491 頭) をすでに大きく超えています。

一方、県内各地の早期栽培「コシヒカリ」等で、イネカメムシ成虫が多数侵入しています。

また、病虫害防除所の定点調査水田でも複数の地域で成虫の侵入が確認されており、多数の成虫の侵入が確認されている地点もあります。

高温の影響により、今後、第 1 世代幼虫・成虫の発生時期が早まる可能性も考えられることから、防除適期を逸さないよう十分な注意が必要です。

作物名 イネ

病虫害名 イネカメムシ

1 注意報の内容

- (1) 発生地域 県内全地域
- (2) 発生程度 多

2 注意報発表の根拠

- (1) 本年 7 月 3 日の本虫に関する注意報発表後も多発が継続し、県内に設置している水稲用乾式予察灯 6 基における 7 月 14 日までの誘殺数合計は 1,020 頭に達しており本虫が多発した昨年同時期の誘殺数合計 (491 頭) を大きく上回っている。
- (2) 昨年同時期は本虫の誘殺を確認した水稲用乾式予察灯は 3 地点であったが、本年は全 6 地点で誘殺が確認されている。1 日で 200 頭以上の誘殺地点もある。
- (3) 県内の早期栽培「コシヒカリ」等で、越冬世代成虫の集中的な侵入が相次いで確認されている。すでに産卵と幼虫の発生も確認されている (写真 1～4)。
- (4) 病虫害防除所の調査定点 14 水田のうち約 36% で成虫の侵入を確認している。出穂期に多数が侵入した水田では、7 月中旬、径 36cm 捕虫網 20 回振りにおいて成虫 32 頭・幼虫 13.7 頭の計 45.7 頭が捕獲された (水田内 3 地点の平均)。
- (5) 主に 7 月上中旬に病虫害防除所が実施した雑草地・畦畔等における斑点米カメムシ類一斉調査で、イネカメムシが捕獲された地点の割合が、昨年の 9.5% (21 地点中の 2 地点) に対し本年は 26.9% (26 地点中の 7 地点) と高い。
- (6) 7 月 17 日気象庁発表の季節予報によれば、関東甲信地方の向こう 1 か月の気温は高く、降水量は平年並か少ないと予想されている。今後も本虫の発生に好適な

条件が継続し、多発生が予測される。

3 防除対策等

- (1) 本虫はイネの出穂後に穎花および籾の基部を激しく加害するため、株当たりの寄生頭数が少ない場合でも大きな被害につながる可能性がある。
- (2) 出穂期～開花期頃に集中的な加害を受けると著しい不稔が発生し、大幅な減収につながる。出穂期～穂揃期（不稔対策）及び出穂期の8～14日後（斑点米対策）の2回、薬剤による防除を必ず実施する。
- (3) 本虫は、休耕地や雑草地、水田内外のイネ科雑草の穂も餌として利用する（写真6・7）。イネの出穂前や登熟期の後半以降には、これらイネ科雑草が重要な餌資源となるため除草を徹底する。
- (4) 周辺より出穂の早い品種・作型、あるいは周辺より出穂の遅い品種・作型では、被害が集中しやすいので防除を徹底する。なお、出穂前から多数の成虫・幼虫が認められる場合には出穂前にも追加で防除を行う。
- (5) 農薬による蜜蜂への影響を軽減させるために、散布は蜜蜂の活動が最も盛んな時間帯（午前8時～12時まで）を避け、可能な限り早朝又は夕刻に行うなどの対策を講じる。



写真1 穂を加害する成虫



写真2 卵塊



写真3 幼虫（すくい取り試料）



写真4 多数の成虫が侵入した水田



写真5 本虫による基部斑点米



写真6 水田内のノビエの穂に群がる成虫



写真7 メヒシバの穂を吸汁する成虫

※ 掲載写真は、写真5を除き本年7月の撮影

表 イネカメムシの防除薬剤例(地上防除・無人航空機防除両対応)

薬 剤 名	IRAC コード	使用時期	使用回数
キラップフロアブル	2B	収穫14日前まで	2回以内
スタークル液剤10	4A	収穫7日前まで	3回以内
エクシードフロアブル	4C	収穫7日前まで	3回以内
スミチオン乳剤	1B	収穫21日前まで	2回以内
スタークル1キロH粒剤	4A	収穫7日前まで	3回以内

(使用基準は令和7年7月23日現在)

＜農薬使用上の注意事項＞

- 1 農薬は、ラベルの記載内容を必ず守って使用する。
- 2 剤の使用回数、成分毎の総使用回数、使用量及び希釈倍数は使用の都度、確認する。
特に、蚕や魚に対して影響の強い農薬など、使用上注意を要する薬剤を用いる場合は、周辺への危被害防止対策に万全を期すること。
- 3 農薬を散布するときは、農薬が周辺に飛散しないよう注意する。
- 4 周辺の住民に配慮し、農薬使用の前に周知徹底する。
- 5 農薬の最新情報は、農薬登録情報提供システム（農林水産省）で確認できる。
農薬登録情報提供システム（農林水産省） <https://pesticide.maff.go.jp/>

※ 埼玉県農薬危害防止運動実施中！（令和7年5月1日～8月31日）

4 問合せ先

埼玉県病害虫防除所 電話：048-539-0661